

平成31年 2月 6日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「全国一斉生活保護110番」

2 開催日時

平成31年1月27日（日）10：00～16：00

3 開催趣旨

生活保護受給世帯数は、厚生労働省の平成30年7月の発表によれば、本年7月時点で163万7,745世帯であり前年同月と比較すると多少減少しておりますが、依然高い水準で推移しております。なかでも65歳以上の高齢者世帯の割合は増加しており、全体の54.1%にも及びます。

さらに本年6月1日に成立した生活保護法の改正は、生活保護の受給が必要な方にとって非常に厳しい改正となったといえます。また食費や光熱費といった生活費にあたる「生活扶助」の支給額が10月から変更され、65歳以上の単身世帯の76%、子どものいる世帯の43%で生活扶助が引き下げられました。

このような弱者に厳しい現状にかんがみ、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、生活保護110番を実施し、生活保護に関する相談をお受けすることになりました。

* * *

生活保護は、憲法第25条第1項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。昨年は10件の相談が寄せられています。また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、生活保護を必要とする人が適切に保護を受けられるよう、今後も活動を続けてまいります。

4 相談件数

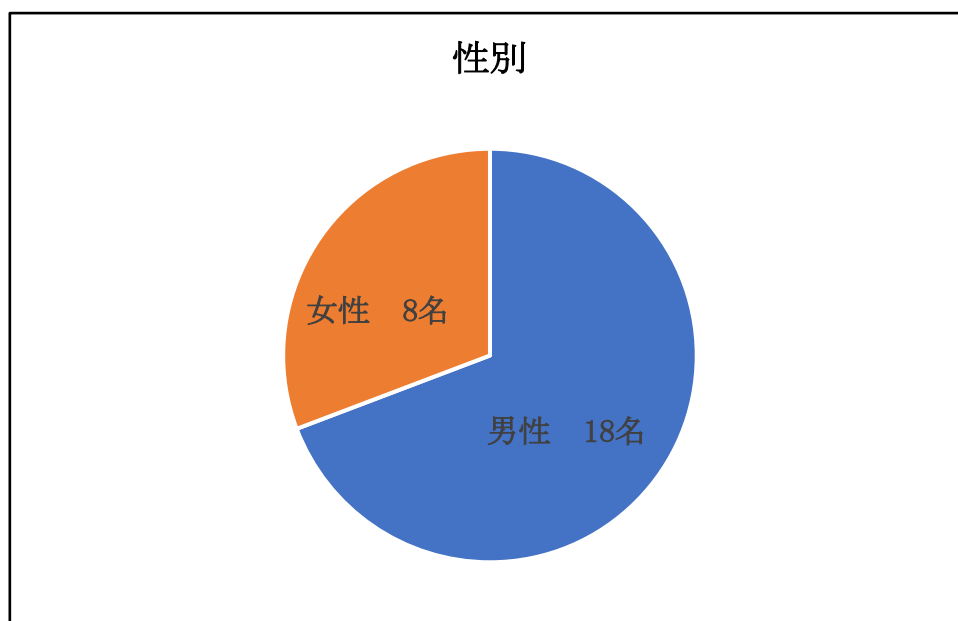
合計 26件

※26件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。また、長野県以外からの相談者も含まれます。

内訳

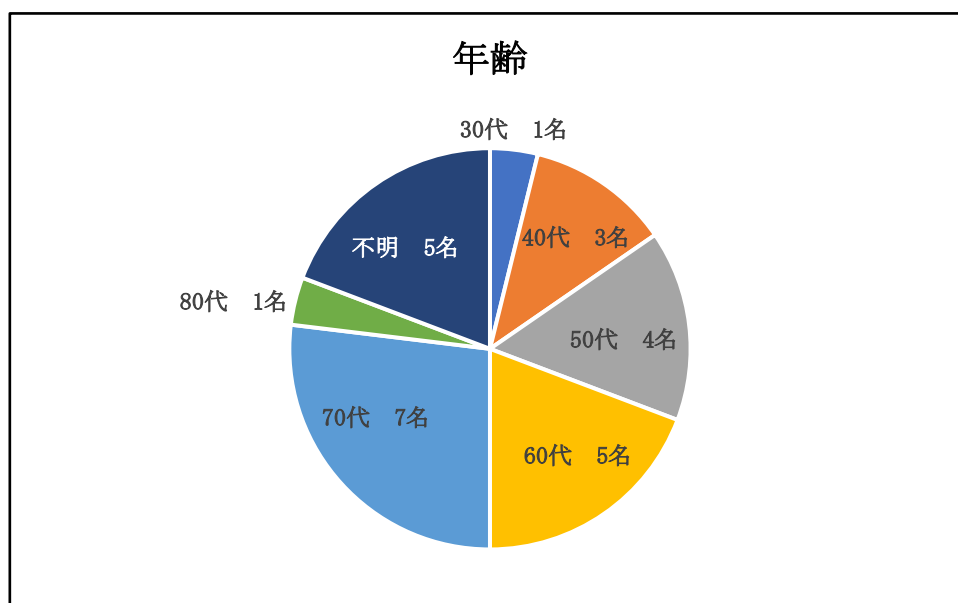
(1) 性別

男性 18名 女性 8名



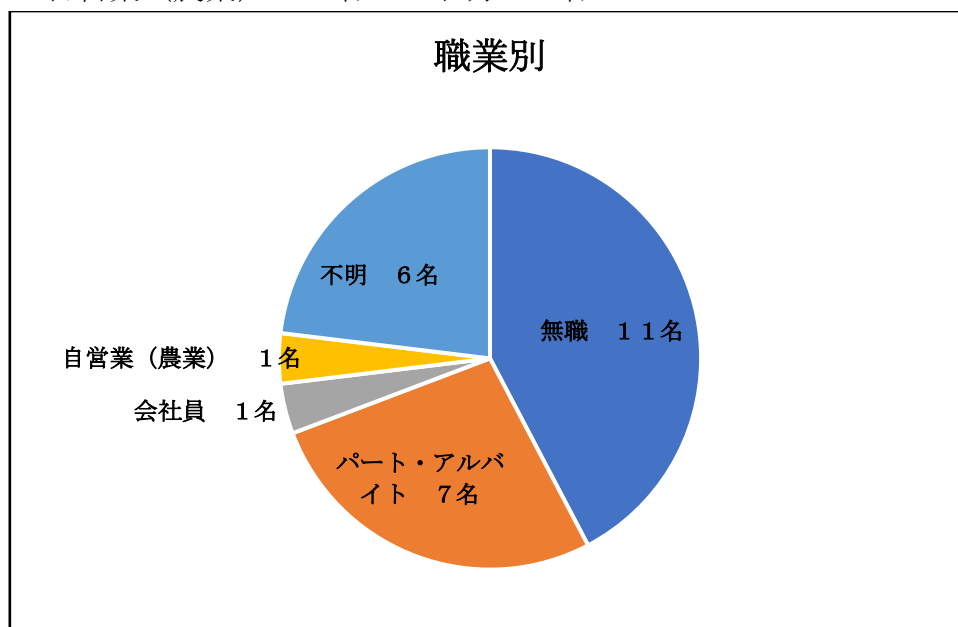
(2) 年齢

30代 1名 40代 3名 50代 4名 60代 5名
70代 7名 80代 1名 不明 5名



(3) 職業

無職 11名 パート・アルバイト 7名 会社員 1名
自営業（農業） 1名 不明 6名



5 主な相談内容

以下のような相談が複数の方から寄せられました。

- 通院のために車を所有していると生活保護を受けられないのか。
- 借金があると生活保護を受けられないのか。
- 自宅を持っていると生活保護は受けられないのか。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会と長野県青年司法書士協議会は、以前から生活保護に関する電話相談を実施しています。例年の傾向では、高齢の方からの相談が多い傾向にありましたが、本相談会では、30代から80代までと幅広い年代の方から相談が寄せられたことが特徴でした。

相談内容としましては、負債を抱えている方が毎月の返済等で家計を圧迫していることから生活保護を考えているといった相談が多く、中には債務整理等で負債の問題が解決できれば、生活保護の申請自体が不要ではないかと思われる事案もあり、債務整理については司法書士の専門分野であることから、同分野についても積極的な取り組みが必要であると思われました。

また、昨年10月に5年に1度の生活保護基準の改定が行われ、同改定によって67%の世帯において支給額が減額されることとなると推計されたことから、影響を受けた方からの相談が多く寄せられることが予想されましたが、本相談会の相談内容からは、これから生活保護の受給を行いたいと考えている方の相談が多い傾向にありました。

しかし、今後、保護費の減額によって生活に多大な影響あった方からの相談が増えることは大いに予想されることから、当会としても引き続き本問題に対する取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。

7 相談会の様子



※個人情報保護のため、画像を加工しています。